

令和5年度 第3回高齢者保健福祉施策検討協議会における道作成指針への意見を踏まえた対応整理表

	意見内容	該当箇所の記載内容	対応方針	見直し後の記載内容（案）
1	国の基本指針では専門職を詳細に記載しているが、道の作成指針では医師、看護職員「等」となっている。多くの関係者の連携が重要であるため、国基本指針と同様に具体的に記載すべき。 <u>(前回資料5-2 P5、40)</u>	また、 医師、看護職員等 の医療関係職種と 社会福祉士等 の介護関係職種との連携が重要であることから、	ご意見のとおり記載内容を修正する。 (その他同様の記載がある箇所も修正)	また、 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション の提供に当たる 理学療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、管理栄養士又は歯科衛生士等の医療関係職種と社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、地域包括支援センターの職員等 の介護関係職種との連携が重要であることから、
2	国基本指針と道作成指針の双方で、地域の医師会「等」という形でまとめられているが、医師会以外の関係団体も含んでいることがわかるような形にした方が、関係者間の連携が大切になることが強調される。 <u>(前回資料5-2 P5、37)</u>	地域の医師会等 と協働し在宅医療・介護連携を推進する。	ご意見のとおり記載内容を修正する。 (その他同様の記載がある箇所も修正)	地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、リハビリテーション専門職協会、栄養士会、歯科衛生士会、社会福祉士会、介護福祉士会、介護支援専門員協会、北海道地域包括・在宅支援センター協議会等 と協働し、在宅医療・介護連携を推進する。
3	働きやすい職場環境づくりや人材確保のためには、ハラスメント対策も重要な要素だと思うので、道作成指針にも記載した方が良い。 <u>(前回資料5-2 P42)</u>	(記載なし)	ご意見のとおり新たに記載する。 (記載内容は国基本指針の内容準拠)	また、市町村と連携しながら新規介護人材の確保及び介護人材の定着支援を両輪で進め、子供から高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージを刷新していくほか、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者に対し、事業の運営に当たって、職場におけるセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられたことも踏まえ、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進していく。
4	訪問看護事業所の看護師が在宅医療に求められる中、ケアの視点や入退院支援の知識の習得は重要な視点になるため記載してもらいたい。 <u>(前回資料5-2 P43)</u>	さらに、訪問看護事業所の看護師が専門性を高めるための研修等	ご意見のとおり記載内容を修正する。 (記載内容は国基本指針の内容準拠)	さらに、訪問看護事業所の看護師が 最新又は高度な医療処置・看護ケアに関する知識や技術、在宅医療に求められるケアの視点や入退院支援、地域連携に関する知識 といった専門性を高めるための研修等
5	訪問看護事業所の看護師への研修のことと、介護分野の文書負担軽減のことを分けて記載した方がどちらも重要であることがわかりやすいので見直してもらいたい。 <u>(前回資料5-2 P43)</u>	研修等が適切に実施されるよう体制整備を 図るとともに 、介護分野の文書負担軽減の観点から、	ご意見のとおり記載内容を修正する。 (記載内容は国基本指針の内容準拠)	研修等が適切に実施されるよう体制整備を図る。 また、介護分野の文書負担軽減の観点から、